三　指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
茅ヶ崎市西久保字広町九九五番三から同市西久保字上ノ町一五〇三番一まで	○・○○～八・○七メートル	○・一六六キロメートル

四　指定を解除する期日　平成二十一年九月二十六日

○北陸地方整備局告示第百二十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月二十六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年九月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：流量調整型嫌気濾床担体流動浮上濾過方式

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉3丁目92番地　アムズ㈱ 代表取締役社長　谷口　敏
工場の所在地及び名称	石川県能美市岩内町1番地3　アムズ㈱　白山工場 石川県白山市大竹町ロ73番地　アムズ㈱　大竹工場 石川県かほく市高松丙23番地11　日研産業㈱ 福岡県宮若市宮田918番地の11　㈲大勝工業
認定番号	4—09—H—003 〃　003—1 〃　003—2
浄化槽の名称	アムズ　CXF—5型 〃　CXF—7型 〃　CXF—10型

○北陸地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
氷見市脇方字丑ヶ端無番から同市宇波字越前四八八〇番三まで	前	八・五〇～二〇・五〇メートル	○・四四五キロメートル
	後	一〇・八〇～三〇・八〇メートル	○・四四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
静岡市清水区興津東町字浜一四二三番一から同市駿河区丸子字泉ヶ谷三〇一〇番五まで	前	BA	七・二〇～一一・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	七・二〇～一一・〇〇メートル 九・〇〇～一六三・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル 二四・二三〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
弥富市五明町築留二三一六番七から同市前ヶ須町野方八〇〇番一まで	前	二四・六〇～二四・七〇メートル	○・〇七〇キロメートル
	後	二四・七〇～三二・二〇メートル	○・〇七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○四国地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊予市下吾川字馬塚九五六番一から同市下吾川字馬塚九五八番六まで	前	二一・六〇～三五・〇〇メートル	○・〇〇四キロメートル
	後	三一・八〇～三七・三〇メートル	○・〇〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	伊予市下吾川字池田八九〇番一から同市下吾川字馬塚一〇五六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月二十五日

○四国地方整備局告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年九月二十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字古味地内	改築	平成二十一年九月二十八日